

つれ高くなっている。

15-10 親の性的満足のために自分の性器を子どもに触らせる(表III-15-10)

「明らかに必要がある」が最も多く、公立幼稚園 859 件 (78.2%)、私立幼稚園 427 件 (76.8%)、小学校 10291 件 (80.2%)、中学校 3561 件 (84.2%) であった。ついで「多分必要がある」が多く、両方をあわせると 90% を超えており、大多数は通報が必要と判断していることが分かったが、「明らかに必要がない」「多分必要がない」も全体で 0.5% あり、このような性的事案であっても必ずしも通報・相談をするという意識はないことが分かった。

15-11 親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかつた(表III-15-11)

「どちらともいえない」が最も多く、約半数を占めている。「明らかに必要である」「多分必要がある」は公立幼稚園 412 件 (37.5%)、私立幼稚園 159 件 (34.5%)、小学校 4430 件 (34.5%)、中学校 1448 件 (34.2%) を示し、「必要がない」判断よりは多く、身体的虐待への通報の必要性については意識が高いことが分かる。

15-12 子どもが嫌がるのに、年齢不相応な早期教育を強要する(表III-15-12)

「どちらともいえない」が最も多く、約半数を占めている。「明らかに必要である」「多分必要である」をあわせると、公立幼稚園 391 件 (35.7%)、私立幼稚園 197 件 (35.4%)、小学校 3693 件 (35.5%)、1111 件 (26.2%) で「必要がない」よりも多く、幼稚園、小学校ではほぼ同じ割合であった。

15-13 親が洗濯しないで、子どもはいつも不衛生な服を着ている(表III-15-13)

「多分必要がある」が公立幼稚園 476 件 (43.4%) であり、私立幼稚園 224 件 (40.3%)、小学校 5844 件 (45.6%) で最も多く、ついで公立幼稚園は「明らかに必要である」267 件 (24.3%)、「どちらともいえない」264 件 (24.0%) で、私立幼稚園は「どちらともいえない」183 件 (32.9%)、小学校も同じく 3202 件 (25.0%)、中学校も 1062 件 (25.2%) であった。「明らかに必要ない」「多分必要ない」は

5% 程度で、大きな差はなかった。

ネグレクトケースについても、虐待という認識が高いことが分かった。

15-14 子どもにタバコの火を押し付ける(表III-15-14)

「明らかに必要ない」「多分必要ない」は公立幼稚園で 4 件 (0.4%)、私立幼稚園 2 件 (0.4%)、小学校 37 件 (0.3%)、中学校 12 件 (0.3%) であり、「通報の必要がある」という回答が約 95% あり、幼稚園、学校別の差はみられなかった。

15-15 太っているのを気にしている子に、親が「お前はいつもデブだね」と言う(表III-15-15)

「どちらともいえない」という回答が多く、過半数を超えており、「多分必要がある」が多く、公立幼稚園 282 件 (25.7%)、私立幼稚園 139 件 (25.0%)、小学校 3324 件 (25.9%)、中学校 1040 件 (24.6%) であり、ほぼ同じ割合になっている。ついで「多分必要ない」が多く、心理的な虐待においては、通報するかどうかは、このビネットの状況だけでは判断できないとする回答が多かった。

15-16 親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる(表III-15-16)

「どちらともいえない」が幼稚園、小学校、中学校ともに過半数ある。ついで「多分必要がある」が公立幼稚園 207 件 (18.9%)、私立幼稚園 114 件 (20.5%)、小学校 2960 件 (23.1%)、中学校 1083 件 (25.6%) であった。「明らかに必要がある」をあわせると公立幼稚園 305 件 (27.6%)、私立幼稚園 140 件 (25.1%)、小学校 3944 件 (30.8%)、中学校 1399 件 (33.1%) となり、学年が上がるにつれ、通報が必要だと回答する割合が高いことが分かった。

15-17 親が18歳未満の子どもと性交する(表III-15-17)

「明らかに必要ない」「多分必要ない」は、公立幼稚園 7 件 (0.7%)、私立幼稚園 7 件 (1.3%)、小学校 98 件 (0.8%)、中学校 41 件 (1.0%) であった。「多分必要がある」「明らかに必要がある」は 90% を超えているが、このような深刻な性的虐待事案にあっても「どちらともいえない」を含め 10% 近くは通報について

躊躇があることが分かった。

15-18 幼児同士が刃物で遊んでいるのに止めない(表III-15-18)

「明らかに必要がある」「多分必要がある」は公立幼稚園では 903 件(83.1%)、私立幼稚園 452 件(81.3%)、小学校 9964 件(77.7%)、中学校(75.7%)であり、幼稚園が若干高い割合を示すものの大きな差はなかった。

15-19 親が子どもを叩いたら、医者による治療が必要な外傷が生じた(表III-15-19)

「明らかに必要がある」が最も多く、「多分必要がある」との合計では公立幼稚園 958 件(88.3%)、私立幼稚園 464 件(83.5%)、小学校 10084 件(78.7%)、中学校 3225 件(76.2%)であった。学年があがるほど「必要がある」とする割合は少なくなっている。これは子どもの年齢が小さいほど、身体的にも心理的にも外傷によるダメージが大きいことが影響していると推察される。

15-20 親が言葉をかけないので、子どもの発達が遅れている(表III-15-20)

「多分必要がある」が最も多く、ついで「明らかに必要がある」「どちらともいえない」の順になっている。「明らかに必要がある」と「多分必要がある」の合計では公立幼稚園 834 件(75.9%)、私立幼稚園 409 件(73.6%)、小学校 8890 件(69.3%)、中学校 2884 件(68.2%)であった。「明らかに必要である」は公立幼稚園 411 件(37.4%)で私立幼稚園は 156 件(28.1%)と公立幼稚園が高いことが分かった。

15-21 罰として、子どもに長時間正座をさせる(表III-15-21)

「どちらともいえない」が最も多く過半数を占め、ついで「多分必要がある」が 30%弱を占めており、これらに幼稚園、小学校、中学校間で大きな差はなかった。しかし、「明らかに必要がある」は公立幼稚園 119 件(10.8%)、私立幼稚園 32 件(5.8%)、小学校 1402 件(10.9%)、中学校 396 件(9.4%)であり、公立幼稚園と私立幼稚園では意識の違いがみられた。

15-22 子どもが精神的に不安定なのに、専

門的な診断や援助をうけない(表III-15-22)

「多分必要がある」が最も高い割合を示し、「明らかに必要がある」「多分必要がある」の合計は公立幼稚園 812 件(74.0%)、私立幼稚園 351 件(62.1%)、小学校 8973 件(69.9%)、中学校 3095 件(73.1%)となり、私立幼稚園において若干低い傾向がみられた。

15-23 親が思春期の娘の胸を愛撫する(表III-15-23)

「明らかに必要がある」が最も多く、「多分必要がある」とあわせると、公立幼稚園 1020 件(92.9%)、私立幼稚園 507 件(91.2%)、小学校 11688 件(90.1%)、中学校 3941 件(93.1%)となっており、性虐待については「通報する」という意識が全体的に高いことが分かった。

15-24 子どもの「あんたなんか生まれてこなければよかった」としばしば言う(表III-15-24)

「多分必要がある」が最も多く、ついで「明らかに必要がある」「どちらともいえない」と続いている。「多分必要がある」「明らかに必要がある」の合計は公立幼稚園 789 件(71.0%)、私立幼稚園 409 件(73.6%)、小学校 8214 件(64.0%)、中学校 2546 件(60.2%)で学年があがるほど、その割合が低くなっていることが分かった。

15-25 親がギャンブルにお金を使ったため、給食費を払えない(表III-15-25)

「多分必要がある」が最も多く、「明らかに必要である」がそれについている。それらの合計は、公立幼稚園では 775 件(70.6%)、私立幼稚園では 413 件(74.3%)、小学校 8965 件(69.9%)、中学校 796 件(71.7%)と私立幼稚園が若干高いが大きな違いはみられなかった。

15-26 子どもの高熱を座薬によって下げ、翌朝、保育所に連れていく(表III-15-26)

「どちらともいえない」が過半数を超えており、「多分必要がない」がこれについている。「明らかに必要がない」「多分必要がない」の合計は、公立幼稚園 251 件(22.8%)、私立幼稚園 144 件(25.9%)、小学校 2753 件(21.5%)、

中学校 1059 件(25.1%)となり、「明らかに必要がある」「多分必要がある」の合計、公立幼稚園 203 件(18.5%)、私立幼稚園 90 件(16.2%)、小学校 2664 件(20.8%)、中学校 796 件(18.8%)より若干高い割合を示している。

15-27 子どもの話しかけを一切無視して答えない(表Ⅲ-15-27)

「多分必要がある」が最も高く、「明らかに必要がある」との合計は、公立幼稚園 730 件(66.5%)、私立幼稚園 372 件(66.9%)、小学校 7635 件(59.6%)、中学校 2377 件(56.2%)で学年が低いほど必要性が高くなっている。これは、回答者のイメージする子どもの年齢が違うことが影響しているものと思われる。

15-28 「殺してやる」と真剣な表情で包丁を子どもに突きつける(表Ⅲ-15-28)

「明らかに必要である」が最も高く、公立幼稚園 923 件(84.1%)、私立幼稚園 464 件(83.5%)、小学校 10008 件(78.0%)、中学校 3297 件(77.9%)であった。ついで「多分必要である」が多く、両方をあわせると約 95%を占める。一方で「明らかに必要がない」という回答も幼稚園、小中学校ともに約 0.2%あった。

15-29 親が酒に酔うと、子どもを叩いている(表Ⅲ-15-29)

「明らかに必要である」が最も高く、公立幼稚園 769 件(70.0%)、私立幼稚園 385 件(69.2%)、小学校 8498 件(66.3%)、中学校 2743 件(64.8%)であった。「多分必要がある」を加えると 90%を超えており、おおむね「必要がある」と回答しており、幼稚園、小中学校での差はなかった。

15-30 罰として、子どもの頭をつるつるに剃る(表Ⅲ-15-30)

「どちらともいえない」が最も多く、ついで「多分必要がある」「明らかに必要がある」と続いている。「明らかに必要がある」と「多分必要がある」の合計は、公立幼稚園 662 件(60.3%)、私立幼稚園 275 件(49.4%)、小学校 7602 件(59.3%)、中学校 2319 件(54.9%)であり、私立幼稚園における割合が最も少なかった。

15-31 家出した子どもが帰ってきても、家に入れない(表Ⅲ-15-31)

私立幼稚園は「どちらともいえない」が最も多く、公立幼稚園、小学校、中学校は「多分必要がある」がもっとも多かった。「明らかに必要がある」「多分必要がある」の合計は、公立幼稚園 726 件(66.1%)、私立幼稚園 310 件(55.8%)、小学校 8344 件(65.0%)、中学校 2592 件(61.3%)であり、私立幼稚園における割合が最も少なかった。

15-32 親が子どもの性器を愛撫する(表Ⅲ-15-32)

「明らかに必要がある」が最も多く、ついで「多分必要がある」「どちらともいえない」の順になっている。「明らかに必要がある」が最も多く、公立幼稚園 918 件(83.6%)、私立幼稚園 446 件(80.2%)、小学校 10176 件(79.3%)、中学校 3372 件(79.7%)であった。ついで「多分必要がある」が多かったが、これらを合計すると 90%を超える。

15-33 親が子どもの世話をいやがり、ミルクを与える回数が不足している(表Ⅲ-15-33)

「明らかに必要がある」が最も多く、ついで「多分必要がある」「どちらともいえない」の順になっている。「明らかに必要がある」が最も多く、公立幼稚園 688 件(62.7%)、私立幼稚園 309 件(55.6%)、小学校 7200 件(56.1%)、中学校 2217 件(52.4%)であった。ついで「多分必要がある」が多かったが、これらを合計するとおよそ 90%となる。

15-34 親が性交の様子などを含めて自分の異性体験について子どもに話す(表Ⅲ-15-34)

「どちらともいえない」が最も多かったが、「明らかに必要がある」「多分必要がある」の合計は、公立幼稚園 633 件(57.7%)、私立幼稚園 277 件(49.8%)、小学校 6637 件(51.8%)、中学校 2014 件(47.6%)であり、連絡や通告をする必要があるとする割合は約 50%であった。

15-35 罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる(表Ⅲ-15-35)

「どちらともいえない」が過半数を占め、「明らかに必要がある」「多分必要がある」の合計は、

公立幼稚園 217 件(19.8%)、私立幼稚園 99 件(16.0%)、小学校 2176 件(16.9%)、中学校 644 件(15.2%)であり、「明らかに必要がない」「多分必要ない」の合計は公立幼稚園 224 件(20.4%)、私立幼稚園 106 件(19.0%)、小学校 2847 件(22.2%)、中学校 1039 件(24.6%)であり、連絡や通告をする必要がないという回答が多かった。

15-36 子どもに慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れて行かない (表III-15-36)

「明らかに必要がある」が最も多く、ついで「多分必要がある」であった。「明らかに必要があるは、公立幼稚園 858 件(78.1%)、私立幼稚園 429 件(77.2%)、小学校 9633 件(75.1%)、中学校 3208 件(75.8%)であった。「生命に危険がある」状況であっても、明らかに通報する必要があるという割合は 8 割に満たないことが分かった。

15-37 親がカラオケなどで遊んでいて家に帰らず、食事を作らない(表III-15-37)

「明らかに必要がある」が最も多く、過半数を超えており、ついで「多分必要がある」であった。「明らかに必要がある」「多分必要がある」をあわせると、公立幼稚園 962 件(87.6%)、私立幼稚園 468 件(84.2%)、小学校 11163(87.1%)、中学校 3690(87.2%)であり、ネグレクトに対しては通報の必要性に対する意識が高いことが分かる。

15-38 親が子どもを叩いたら、あざができた (表III-15-38)

公立幼稚園では「明らかに必要である」がもっとも多く、私立幼稚園、小学校、中学校では「多分必要ある」が最も多かった。両方をあわせると公立幼稚園 783 件(71.4%)、私立幼稚園 363 件(65.3%)、小学校 8479(69.3%)、中学校 2638(62.4%)であり、大きな差は見られなかった。

15-39 親が子どもにポルノビデオを見せる (表III-15-38)

「明らかに必要がある」が最も多く、ついで「多分必要がある」が多かった。両方をあわせると公立幼稚園 910 件(82.9%)、私立幼稚園 442 件(79.5%)、小学校 10297 件(81.8%)、

中学校 3385(80.0%)であり、大きな差はみられなかった。

(佐久間てる美)

（2）単純集計の縦断的分析と考察

1) 本問の趣旨

先行研究(玉井、2004)では、通告の要否に対する意識(以下「通告意識」という)のみならず、当該行為が虐待に当るかどうかの意識も聞いているが、本調査では、通告意識のみに絞って聞いている。これは、平成16 年度の予備調査において本問が回答者にとって相当な負担を伴うことが分ったため、質問数を減らして回答者の負担軽減を図る必要があると考えられたこと、本問は高橋らが 1996 年度に実施したビネット調査に倣っているが、高橋らの調査ではいずれの項目についても「虐待」又は「不適切な行為」との回答が大半を占めており、「不適切な行為」も「虐待」に含めてしまえば殆ど全ての項目が虐待と認識されていることから、虐待であるかどうかを尋ねてもあまり意味がないと考えられたこと、虐待に対する認識そのものよりも通告するかどうかといった事実行為を尋ねた方が、各施設向けの対応ガイドラインの策定を目的とする本調査研究にとって利点が多いと考えられたこと、通告意識と虐待に対する認識度は相関関係が強いと仮定しても問題ないと判断されたことなどが理由である。

本問の趣旨は、以下にある。

- ア. 通告意識を尋ねることによって、教職員の虐待に対する認識度を明らかにすること。
- イ. 通告意識における施設種別ごとの相異を明らかにし、通告の阻害要因やこれを踏まえた方策を検討すること。
- ウ. 虐待では組織的な意思決定が求められるが、そのためには当該組織内で通告の要否についても共通認識をもつ必要がある。通告意識における性別や経験年数等による相異を明らかにすることにより、通告の阻害要因やこれを踏まえた方策を検討すること。

2) 単純集計の縦断的分析と考察

① 通告意識の高い項目

施設種別全体を通じて特に通告意識の高い項目(平均 4.00 ポイント以上)は、高いものから 14、10、32、28、17、36、23、29、7、33、37、

39、1、19、18、9、2、25などであった(表III-16-1)。特に、「パチンコをしている間乳幼児を車に残しておく」「子どもはいつも夕食を一人で食べている」「子どもを寝かしてから夫婦で遊びに出かける」などのネグレクトについては、一般的には虐待として認識されることが少なく、通告に至らないことが多いと思われるが、これらの項目についても積極的な通告意思が伺えた。

逆に点数の低かったもの(平均 3.00 ポイント以下)は、3、26、35、6などの項目であった。「罰として大事にしていたおもちゃを捨てる」「他のきょうだいと比べて『お前はダメだ』といふ」「乳幼児が泣いても無視して抱っこしてあげない」といった行為は、子どもの心理的発達に著しく有害な影響を及ぼすものであり、この意味では心理的虐待に当ると考えられるが、概して得点が低かった。これらの行為の有害性に対する意識啓発が必要と思われる。

施設種別間の傾向を見てみると、通告の必要性に対する項目の順位は概ね共通しているが、得点では僅差ではあるものの違いが見られた(表III-16-2、表III-16-3)。子どもの年齢が低いほど得点が高くなる傾向がある項目は、3、4、5、8、12、15、18、19、20、22、23、24、25、27、28、29、32、33、34、35、36、38であり、逆に、子どもの年齢が高いほど得点が高くなる傾向がある項目は、1、9、10、17、特に一定の傾向が伺えない項目は、2、6、7、11、13、14、16、21、26、30、3137、39となっている。全体的には、子どもの年齢が低い施設ほど得点の高い項目数、つまり、「通告すべきである」とする項目は圧倒的に多くなっている。先行研究(玉井、2004)では、通告意識について幼稚園教員と中学校教員を比較しているが、やはり 22 項目にわたって中学校教員よりも幼稚園教員の方が得点が高くなってしまい、中学校教員の通告における保守性を指摘している。今回も同様の傾向が見られた。これは、子どもの年齢が低くなるほど虐待の影響が特に深刻であるとさえられていることの表れと考えられる。

また、先行研究(玉井、2004)では、幼稚園教員より中学校教員の方が得点が有意に高かった項目は 3 つだけであり、いずれもネグレクトであった。すなわち、「親がパチンコをしている間乳幼児を車に残す」(項目 1)、「子どもが仲間を家に呼んで飲酒をしているのに親は何も

言わない」(項目 9)、「親がギャンブルにお金を使ったため給食費が払えない」(項目 25)であった。今回の調査においても、これら 3 つのうち、2 つ(項目 1、項目 9)が該当している。これらの背景として、玉井らは「幼稚園教諭という立場ではあまり経験しないものであるということが関係しているかも知れない」と述べているが、項目 1 はまさに幼稚園の対象となる子どもたちに関するものである。どのような要因が作用しているかは別にして、項目 1 は極めてリスクの高い行為であり、このことについて幼稚園教員を中心に一層の周知を図る必要がある。

なお、子どもの年齢が高い施設ほど得点の高かった 4 つの項目のうち、2 つが深刻な性的虐待で占められている。これは性的虐待が高年齢児に多いことから、より現実的なものとしてとらえられていることの表れと考えができるだろう。しかし、先行研究(玉井、2004)でも明らかにされているように、性的虐待は乳幼児期や学童においても発生し得るわけであり、このことについて周知を図る必要がある。

(才村 純)

(3) クロス集計の結果と考察

1) クロスの意義

適切な通告判断が重要だが、とくに学校組織においては組織的意思決定の文化に基づいてなされることが多い。すなわち、教職員間のコミュニケーションを通した組織的意思決定を促進する材料としてのガイドラインが求められるといってよい。教職員の属性により意思統一が図れず、重大な危害が生じるまで通告がなされることは避けるべきであるが、本分析によって、その通告漏れにつながるリスクについて一定程度の推測がなされた。

2) 考察の基準

学校種別ごとに平均ポイントが 4.00 以上の項目をピックアウトし、さらに研究者から見て、明らかに連絡・通告がなされるべき特徴があるとされる項目がないか検討し、それら項目に関する通告意識の違いを取り上げ、ガイドライン作成時の参考資料とすることとした。

属性間で連絡・通告の適否に関する判断がまったく正反対である項目(具体的にはカテゴリー間で 1.00 ポイント以上の開きが見られる場合)については、通告の必要性の高低にかか

わらず、ピックアウトするようにした(表III-15-4 参照)。

3) 主たる結果

① 性別

(クロス表III-16-1-①、III-9-16-②、III-9-16-③)

公立幼稚園では、性別間で回答傾向が有意に異なるものは限られていた。以下の項目については、通告の必要度が高いにもかかわらず、性別間で平均ポイントに有意な違いが見られたものである。

男性>女性:項目 39

女性>男性:項目 25.33

私立幼稚園でも、公立幼稚園と同様、性別間で回答傾向が有意に異なるものは限られていた。以下の項目については、全体的に通告の必要度が高いと考えられているにもかかわらず、性別間で平均ポイントに有意な違いが見られたものである。

男性>女性:なし

女性>男性:項目 14.24.28

教職員も圧倒的多数が女性であるため、性別間での意思決定上の葛藤は少ないであろう。

小学校では、性別間で回答傾向が有意に異なるものが多く見られた。性別間で判断が著しく異なるものは見られなかつたが、以下の項目については、全体的に通告の必要度が高いと考えられているにもかかわらず、性別間で平均ポイントに有意な違いが見られたものである。

男性>女性:項目 1.7.9.25.38

女性>男性:項目 22.10.17.18.19.23.29.

32.33.36

違いのある項目についての特徴はとくにないが、明らかに女性の方が通告すべきと判断する傾向が強く出ている。

中学校でも、性別間で回答傾向が有意に異なるものが多く見られた。性別間で判断が著しく異なるものも見られなかつた。以下が、全体的に通告の必要度が高いと考えられているにもかかわらず、性別間で平均ポイントに有意な違いが見られたものである。

男性>女性:項目 9

女性>男性:項目 17.18.19.23.28.29.32.33.36.37

中学校でも、明らかに女性のほうが通告すべきと判断する傾向が強く出ている。

とくに、項目 33 の「世話を嫌がりミルクを与える回数が不足」、項目 23 の「親が思春期の娘の胸を愛撫する」については、ほとんどの学校種別で、女性が明らかに通告すべきであると考える傾向が強いと考えられる(ただし、誤解を招かないように付言すれば、平均ポイントに明らかのように、男性教職員がそもそもこれら項目について「通告する必要がない」と考えているわけではない)。

また、先行研究(玉井、2002)と比して、女性の通告意識が高いことは共通しているが、男性教職員の方がネグレクトについて通告をする傾向がやや高いということは、重点的に検討した以外の項目を含めてみても、いえそうになかった。虐待種別により性別間で通告意識が変わるかについては、さらなる検討が必要であろう。

以上のことと含めて総合的に勘案すれば、とくに女性中心の職場である幼稚園や小学校において、男性が校(園)長となっているとき等で、性別間での葛藤がやや生じ、通告する/しないで逡巡する学校が出ている可能性があると推測することができる。少なくとも結果の重大性が高い可能性があるものについては、通告を徹底するよう明文化し、こうした葛藤により通告の遅れが生じることのないよう留意したい。

② 年齢別

(クロス表III-16-2-①、III-16-2-②、III-16-2-③)

公立幼稚園では、全体的に見ても、年齢別で回答傾向が有意に異なる項目は 1/3 程度であった。以下の項目は、最初に示した主要項目のうち、回答傾向に有意な差が見られたものであり、年齢的要素はあまり通告意識に影響を与えていないように見える。

若年>中高年:項目 25

中高年>若年:項目 17.18

私立幼稚園では、全体的に見て、年齢別で回答傾向が有意に異なる項目は、公立幼稚園に比して多く見られる。

若年>中高年:10.14.19.23.24.32.36

中高年>若年:17.37

以上のように、公立幼稚園と比べると、かなり回答傾向に違いが見られる項目が増え、しかも若年層で通告意識が相対的に高いことがうかがえる結果であった。私立幼稚園の特徴は、

ほかの学校種別と比して、30歳に満たない教職員が半数以上を占めているところにあり、比較的若い年齢層の判断が大きな影響力を持つものと考えられる。

小学校では、ほとんどすべての項目で、回答傾向に違いが見られた。以下が、全体的に通告の必要度が高いと考えられているにもかかわらず、年齢別で平均ポイントに有意な違いが見られたものである。

若年>中高年:項目 7.10.14.23.25.28.29.

32.38

中高年>若年:項目 1.2.9.17.18.19.37.39

中学校でも、小学校ほどではないものの、かなり多くの項目で、回答傾向に違いが見られた。以下が、全体的に通告の必要度が高いと考えられているにもかかわらず、年齢別で平均ポイントに有意な違いが見られたものである。

若年>中高年:項目 10.14.19.29

中高年>若年:項目 1.17.37.39

以上のことから、性別間での検定結果のように、若年／中高年いずれかで通告意識が高くなる項目が多いという結果ではなかった。また、違いが出た項目については、項目 17「親が18歳未満の子どもと性交する」、項目 37「親が遊んでいて家に帰らず食事を作らない」は、比較的多くの学校種別において、中高年で通告意識が高くなるという結果であり、項目 14「子どもにタバコの火を押しつける」、項目 19「子どもを叩いたら治療に必要な外傷が生じた」については、反対に、若年層で通告意識が高くなるという結果であった。ただし、その違いは、著しいものではなかったし、虐待種別によって意識が変わってくるという傾向も見出せそうになかった。年齢は、生活歴だけでなく、教育歴や研修受講歴(管理運営職の方が受講率が高かつた)と関係している要素であると思われるが、これら違いの源泉については、さらなる検討が必要であると思われる。

③ 経験年数別

(クロス表III-16-3-①、III-16-3-②、III-16-3-③)

公立幼稚園では、39項目のうち 13項目について、経験年数別で回答傾向に有意な違いが見られた。以下が、全体的に通告の必要度が高いと考えられているにもかかわらず、経験年数別で平均ポイントに有意な違いが見られたものである。

短>長:項目 1.7.14

長>短:項目 17.18

私立幼稚園では、公立幼稚園と比して、有意差のある項目がやや多かった。以下が、全体的に通告の必要度が高いと考えられているにもかかわらず、経験年数別で平均ポイントに有意な違いが見られたものである。

短>長:項目 10.14.19.23.24.32.36

長>短:項目 17.37

違いのある項目についての特徴はとくに見受けられないが、公立幼稚園同様、経験年数が短い方に有意に通告意識が高くなる項目が多く見られた。

小学校では、ほとんどすべての項目において、経験年数別で回答傾向に違いが見られた。以下が、全体的に通告の必要度が高いと考えられているにもかかわらず、経験年数別で平均ポイントに有意な違いが見られたものである。

短>長:項目 7.10.14.23.25.28.29.32.38

長>短:項目 1.2.9.17.18.19.37

小学校については、以上のように、経験年数が長い層でも、通告意識が有意に高い項目が少なくなかった。

中学校でも、経験年数別で回答傾向が有意に違う項目がかなり多く見られた。以下が、経験年数別で平均ポイントに有意な違いが見られたものである。

短>長:項目 10.14.19.29

長>短:項目 1.17.37

以上の結果から、項目 17「親が18歳未満の子どもと性交する」、項目 37「親が遊んでいて家に帰らず食事を作らない」は、経験年数が長くなるほど通告意識が高くなった。また、項目 14「子どもにタバコの火を押しつける」については、経験年数が短いほど通告意識が高くなつた。これは、年齢別で見られた結果と近似した傾向であることがわかる。ただし、この理由についても明確な説明はしづらいように思われる。

④ 事例経験有無別

(クロス表III-16-4-①、III-16-4-②、III-16-4-③)

公立幼稚園では、39項目中 12項目で有意差が得られた。次に、先ほどまでと同様に、全体的に通告すべきとの認識が強かった項目について検討した。

ある>ない:項目 20.23.24.25.36.37

ない>ある:なし

虐待が疑われる事例に関わった経験がない方では、通告意識が高いというものはなかつた。

私立幼稚園で有意差が得られた項目はきわめて限られていた。以下が、全体的に通告の必要度が高いと考えられているにもかかわらず、事例経験の有無により、平均ポイントに有意な違いが見られたものである。

ある>なし:項目 19.37

なし>ある:なし

小学校では、かなりの項目で有意差が得られた。通告意識の高い項目のうち、有意に回答傾向に違いが見られたものは、以下のとおりであった。

ある>なし:項目 1.2.7.9.10.14.17.19.24.

28.29.32.33.36.37.38

なし>ある:なし

以上のように、全体的に通告すべきと判断される傾向の強い項目のほとんどすべてにおいて、虐待が疑われる事例に関わった経験のある教職員の方が、有意に通告意識が高い傾向を示していた。

中学校でも、39項目中 16項目で有意差が得られた。

ある>なし:項目 7.10.14.17.23.32.33.

36.37

なし>ある:なし

中学校では、平均ポイントが 4.00 を超えていた項目が 15 項目あったわけだが、そのうち9 項目において、経験ありの教職員の意識が有意に高いことがわかった。

以上の結果から、虐待が疑われる事例に関わった経験のあることが、通告意識を高めていく傾向にあることが見受けられる。経験ケース数を意図的に増やすことはできないが、研修等において、身近に起こりうるケースを通して通告の必要性について演習形式で検討していくことなどが考えられてもよいだろう。

⑤ 関心度別

(クロス表III-16-5-①、III-16-5-②、
III-16-5-③)

公立幼稚園では、関心がある方で通告意識が高くなる傾向が見て取れる。平均ポイントが高かった項目について検討してみる。

ある>なし:項目 1.7.10.14.17.18.19.

20.24.28.32.37.38.39

なし>ある:なし

私立幼稚園では、あまり関心度によって有意差は得られなかった。

ある>なし:項目 25

なし>ある:なし

小学校では、すべての項目で、関心がある方が強く通告の必要性を感じているという結果であった。

中学校では、1項目を除いて、関心がある方が強く通告の必要性を感じているという結果であった。

虐待問題に関心を持つことが、通告意識の向上と関連していることが示される結果であった。本調査結果においては、教職員の多くが虐待問題に関心があるという回答であったことから、その関心と具体的な知識を結びつけていきながら、より通告意識の向上を目指していく必要がある。

⑥ 通告意識別

(クロス表III-16-6-①、III-16-6-②、III-16-6-③)

公立幼稚園では、5項目を除いて、通告すると回答した方で通告意識が高くなっている。平均が 4.00 ポイント以上あった項目のうち、項目 25.26.36 については、通告するかどうかの回答結果とは関係がなかった。

私立幼稚園では、39項目中 14項目で有意差が得られた。いずれも通告すると回答した方で通告意識が高くなってしまっており、平均が 4.00 ポイント以上の 19 項目に関しては、項目 2.18.19.29.38 の 5 項目のみで有意差が得られた。すなわち、私立幼稚園においては、通告意識はあまり影響を持っていない要素だと考えられる結果であった。

小学校及び中学校では、すべての項目において、通告すると回答した方が強く通告の必要性を感じているという結果であった。

以上のように、私立幼稚園を除いては、虐待が疑われる事例について前向きに通告を検討しようとする方が、あらゆるビネットに対して通告した方がよいと考える傾向にあることがわかった。

⑦ ネットワーク別

(クロス表III-16-7-①、III-16-7-②、III-16-7-③)

公立幼稚園については、表〇に示した。概して、ネットワークが設置されているかどうかよりも、設置状況を理解している（「わからない」という回答ではない）ことが重要であることがわかる。なお、全体的に通告の必要度が高いと考えられているにもかかわらず、設置状況認識別で平均ポイントに有意な違いが見られたものは、項目 1.10.17.18.19.28.36.38.39 の9項目であった。

私立幼稚園については、公立幼稚園ほど、設置状況を理解しているかどうかと関連している項目は多くはなかった。全体的に通告の必要度が高いと考えられているにもかかわらず、設置状況認識別で平均ポイントに有意な違いが見られたものは、項目 1.7.18.38 の4項目であった。

小学校については、ほとんどすべての項目で、設置状況を理解している方で通告意識が高いことがわかった。項目 10.23.25.32 については、平均ポイントが 4.00 以上で、なつかつ設置状況理解と通告意識に関する回答状況に関連がないとされた項目であった。

中学校については、ほとんどすべての項目で、設置状況を理解している方で通告意識が高いことがわかった。項目 10.14.25.32 については、平均ポイントが 4.00 以上で、なつかつ設置状況理解と通告意識に関する回答状況に関連がないとされた項目であった。

設置状況の理解は、研修の受講や地域ごとに作られたパンフレット等の有無、事例に関わった経験、ネットワークの活発さなど、多様な背景があつてなされているものと思われる。したがって、設置状況理解の有無が持つ意味については検討しなければならないだろう。

○ 考察

カテゴリー間で大幅に平均ポイントが変わることはないが、いくつかの要件によって回答傾向に有意な違いが見られた。それがときには学校内での組織的の意思決定プロセスで葛藤を生じさせ、通告決定にためらいをもたらす可能性もないわけではない。とくに通告意識が高い項目については、実際、子どもに与える危害が大きいことが考えられるので、ガイドラインにおいて通告例として明確に記述していく必要があるだろう。

また、研修のあり方についても、示唆するものがいくつか得られたのではないかと思う。た

とえば、受講者の属性に応じた（通告意識が低くなりやすい）検討事例を選定していく材料を提示できたのではないだろうか。

（瀧谷 昌史）

D. まとめ

1. 回答状況

全国の公立幼稚園、私立幼稚園、小学校、中学校の中から 5% を無作為抽出し（公立幼稚園 282ヶ所、私立幼稚園 418ヶ所、公立小学校 1,158ヶ所、中学校 515ヶ所、計 2,373ヶ所）、質問紙を郵送、うち公立幼稚園 238ヶ所、私立幼稚園 113ヶ所、小学校 1,013ヶ所、中学校 439ヶ所（計 1,803ヶ所（76.0%）から回答を得た（回収率：公立幼稚園 84.4%、私立幼稚園 27.0%、小学校 87.5%、中学校 85.2%、全体では 76.0%）。

2. 調査票 I

(1) 平成 14 年 4 月から平成 17 年 7 月末までの間ににおける虐待事例または虐待が疑われる事例への遭遇状況は、公立幼稚園では 19.7%、私立幼稚園では 22.1%、幼稚園全体では 20.5%、小学校では 35.2%、中学校では 27.6% となっている。先行研究（玉井、2004）では、幼稚園 18.2%、小学校 25.3%、中学校 25.6% であり、いずれの施設種別においても今回の調査結果の方が多くなっている。

(2) 1 施設当たりの被虐待児数は、全体では 1.9 人、施設種別別では、公立幼稚園 1.3 人、私立幼稚園 1.8 人、小学校 1.9 人、中学校 2.0 人である。

3. 調査票 II

(1) 922 事例の報告があり、性別は「男」494 人（53.5%）、「女」396 人（42.9%）、虐待種別では「身体的虐待」386 人（41.8%）、「ネグレクト（養育の拒否・怠慢）」405 人（43.9%）、「性的虐待」28 人（3%）、「心理的虐待」79 人（8.5%）である。

(2) 虐待種別について厚生労働省の児童相談所統計と比較すると、幼稚園、小学校、中学校全体ではネグレクトの比率が児童相談所統計より高く、心理的虐待の比率が低い。また、中学校における性的虐待の比率が児童相談所統計に比して顕著に高い。

今回の調査においてネグレクトの比率が高いのは、ネグレクトは態様や程度が特に多様であり、ケースによっては学校独自で取組んでいるか、児童相談所以外の関係機関と連携していることがその要因と考えられること。心理的虐待の比率が児童相談所統計において高いのは、児童相談所が虐待以外の他の相談種別で受理したケースで、その後虐待の事実が判明する場合が多いことがその要因として考えられる。児童相談所統計に比して中学校における性的虐待の比率が顕著に高い要因については今後詳細な分析が必要。

(3)先行研究に比して、全般にネグレクトの比率の上昇が顕著であるが、これは学校において「ネグレクトが虐待である」との認識が定着しつつあることの表れととらえることができる。

(4)最初の発見者は各施設とも担任が最も多いが、特徴的なのは、小学校では「校長」、「教頭」の割合が高くなっている、また、子どもの年齢が高い施設になるほど「養護教諭」の割合が徐々に高くなり、中学校では1割を占める。

(5)発見の経緯では、子どもの年齢が低い施設では子どもの身体的様子からが多く、年齢が高くなるほど子どもの言動から把握されることが多い。従って、特に低年齢児では、生命のリスクも大きいため、子どもの状況からの発見のポイントに対する周知が重要となる。年長児では、「身体的様子」や「保護者の様子」などから把握する割合も依然20%を超えていることから、子どもの発見のポイントに対する周知は重要であるが、子どもが自ら打ち明けてきた場合の対応がポイントとなり、ガイドラインではその際の留意点事項を具体的に示す必要がある。

(6)施設種別に関わらず、「登校(園)の状況」も大きな要素になっている。子どもが登校しないことを契機に虐待が把握される割合も高いことから、断続的あるいは長期に亘って欠席が続くような場合の対応について周知を図る必要がある。

(7)虐待を発見した場合、幼稚園では園長、小学校では校長が最も多く、中学校では、校長の割合が減り、学年主任や児童指導主任な

どの割合が高くなり分散とともに、スクールカウンセラーの活用も増えている。

(8)情報を集約し進行管理する職種は多様であり、担任がこれを行っている場合も見受けられるが、客観性の確保という観点から担任以外の者がこれを行うことが望ましいと考えられる。また、校(園)内での進行管理にはリスクアセスメントや危機管理、子どもへの関わりなどに関する基本的な視点やスキルが求められることから、研修の充実が課題となる。

(9)虐待が発見された場合の対応策については、年齢が高くなるほど職員会議の比率が顕著に減少し、上司に個別に相談することが増えている。虐待対応では学校(園)全体での取組みが求められることから、職員会議で検討・決定するのが望ましいと考えられ、その旨の周知が必要である。

(10)児童相談所等に通告・連絡・相談した事例比率は、公立幼稚園では50.8%、私立幼稚園では50%、小学校では77.1%、中学校では、81.8%となっている。

(11)先行研究に比して、児童相談所や福祉事務所等に通告・連絡・相談するケースが大幅に増加しており、関係機関と積極的に連携していくという傾向が顕著になっていると考えられた。

(12)通告時点での虐待の確信状況について、公立幼稚園では「確信」54.8%、「疑い」38.7%、私立幼稚園では「確信」29.4%、「疑い」64.7%、小学校では「確信」52.6%、「疑い」41.9%、中学校では「確信」57.5%、「疑い」41.1%となっており、疑いの段階であっても通告・連絡・相談するケースが多くなっている。

(13)しかし、「虐待の自信がない」「家庭のプライバシーの侵害」「子どもが嫌がると思われた」を理由に通告しないケースも見られ、先行研究と同じ傾向が伺えた。これは、「軽率に通告することにより、子どもや家庭に迷惑が及びはしないか」といった教職員の責任感の表れともとらえられなくはないが、児童虐待防止法は虐待の疑いでも通告するよう規定していること、

虐待は対応が遅れると取り返しのつかない事態を招きかねないことなどを考慮すると、早期の段階で専門機関に通告・連絡・相談し、連携を図っていく必要があると考えられた。

また、「子どもが嫌がると思われた」との回答が、児童の年齢が高くなるほど多くなっているが、通告や他の機関との連携の必要性などについて当該児童に十分説明するなど、児童が不安や不信感を抱くことのないように配慮する必要があり、そのためのスキル等に関する研修が必要と考えられた。

(14)私立幼稚園を除いて教育委員会と協議したのは全体の5割前後となっており、学校園と教育委員会との連携システムの確立が課題となる。

(15)施設種別を問わず、殆どの事例において通告・連絡・相談先との連携が図られていること。しかし、意識調査では大半の教員が他機関との連携の必要性を認識しているにも関わらず、虐待防止ネットワークの存在を知らないとの回答がいずれの施設種別においても過半数を占めていた。ネットワークに参加する教員を校(園)全体でバックアップする必要があり、このため管理職のみならず、全ての教員が虐待防止ネットワークの存在や機能等について熟知している必要があり、研修や校(園)内の会議等を通じて周知を図るとともに、本研究が予定している対応ガイドラインについても虐待ネットワークに関する記述が必要と考えられた。

4. 調査票Ⅲ

(1)回答者総数は、公立幼稚園 1,098 人、私立幼稚園 556 人、小学校 12,826 人、中学校 4,230 人、合計 18,710 人。

(2)虐待が疑われる事例に関わった経験を持つ教職員の割合は、先行研究に比して大幅に増えている。これは、虐待そのものの増加に起因すると同時に、学校において虐待を疑う視点が定着しつつあることの表れととらえることができる。

(3)虐待対応で苦慮することについては、学校種別にかかわらず、「虐待している保護者への対応」「虐待を受けている子どもへの対応」「虐待かどうかの見極めが難しい」ことで共通して

いる。とくに「虐待している保護者への対応」が最も頻繁に回答される項目であった。保護者対応については必ずしも学校が担う業務ではないと思われるが、それでもある一定程度の関わりは持たざるを得ないと思われるため、幼稚園、小中学校における保護者対応のガイドラインを示すことが重要であると考えられる。

(4)虐待問題への関心度はきわめて高いが、その一方で、法制度上定められている虐待対応についての基礎知識については、必ずしも周知されていない。ただし、校長については比較的高い認知度となっている。この背景には、研修参加機会が比較的確保されている校長が虐待対応についての知識を得て、校内においては校長のもとに情報・相談を集約することで対応を進めている実態があると推測できる。この仕組みの中では、実際に日常的に子どもたちとかかわる職種では、虐待対応システムの全体像をつかむのが難しくなるものと考えられ、適切に学校から虐待対応システムのスイッチを入れていくためには、校(園)長の力量こそ問われてくるものといえる。

(5)虐待が疑われる事例に対して、法制度において求められているとおりに、「通告する」という判断をする教職員は決して多くなかった。現実には虐待の確証があることや、所属長の了解のあることが通告の具体的要件となっていることから、虐待の確証はネットワーク対応によって得られることが多いといった知識を周知したり、とくに所属長対象の研修において通告の重要性及びその組織内で抱え込みの文化を作らないことを伝達していくなどの工夫を行っていくことが必要である。なお、児童虐待防止法は教職員個人の通告も認めていることから、所属長の了解が得られなくても必要と認めた場合、個人として通告することが望まれるが、個人として通告する場合、安心して通告できるようなシステム、工夫が必要であると考えられた。

(6)虐待問題を学習する機会は、きわめて限られている。パンフレット等の紙媒体によるものは比較的読まれていることが多いが、すべての教職員の知識を標準化していくためには、研修や教員養成課程の検討も欠かせないと思われる。

(7)ほとんど全ての教員が関係機関の連携の必要性を認識しているにもかかわらず、その具具体化の柱である虐待防止ネットワークについては、その存在を知らない教員がいずれの施設種別についても過半数を占めている。対象事例が発生すれば迅速にネットワーク事務局に対し会議の開催を要請するとともに、当該会議に直接参加する教員を校(園)内全体でバックアップできるシステムが確立されている必要がある。このため、管理職は無論のこと全教員がその存在や機能等について熟知している必要があり、研修や校(園)内会議等を通じて周知を図るとともに、当研究が予定している対応ガイドラインにおいても虐待防止ネットワークに関して詳述する必要がある。

(8)4割の教員が虐待に関する学校(園)の取組みについて「適切に対応している」と評価していたが、虐待問題に対する知識の不足や校(園)内全体で虐待問題を協議する機会の欠如、役割分担のシステム化の欠如を指摘する意見も多く見られた。管理職は肯定的な評価を行う傾向が見られ、子どもと密接に関わる担任やスクールカウンセラーなどでは評価が厳しくなる傾向が見られた。

虐待問題の専門的知識の習得に向けた研修の強化を図るとともに、担任が一人で抱え込むことなく、役割分担のシステム化を図るなど、校(園)内全体で虐待問題について協議できる体制整備が必要と考えられた。

(9)多くの教員が、児童相談所は職員不足で忙しいとの理解を示しつつも、対応の遅さや情報提供の不充分さなど児童相談所の対応に否定的なイメージを持つ教員も少なくない。児童相談所が関係機関の期待どおりに迅速な対応を図るには、一層の人員増が急務の課題と考えられた。ただし、児童相談所との連携経験を有する教員の方が経験のない教員より児童相談所を肯定的にとらえる傾向が見られた。

(10)教育行政に望むものとして、虐待対応についての相談できる専門機関の整備、児童虐待についての研修充実、スクールカウンセラー等専門家の配置や派遣、被虐待児童救済のためのサポートチーム作り、児童虐待に対応する教員の加配といった回答が多く見られた。

5. 調査票III(ビネット調査)

(1)身体的虐待や性的虐待のみならず、ネグレクトに対する理解も進んでいることが明らかになった。ただし、心理的虐待については、概して通告意識が低い項目が多く見られ、心理的虐待の有害性等について意識啓発が必要と考えられた。

(2)子どもの年齢が低い施設ほど「通告すべきである」とする項目が極端に多くなっている。このことは、先行研究(玉井、2004)でも同じ結果であった。子どもの年齢が低くなるほど虐待の影響が特に深刻であるととらえられていることの表れと考えられた。

(3)性的虐待については、子どもの年齢が高い施設ほど通告意識が高くなっている。性的虐待が高年齢児に多いことから、より現実的なものとしてとらえられていることの表れと考えることができるが、先行研究(玉井、2004)でも明らかにされているように、性的虐待は乳幼児期や学童においても発生し得るわけであり、このことについて周知を図る必要があると考えられた。

(4)ビネット各項目と性別とのクロス集計及び χ^2 二乗検定を行った結果、女性の方が通告すべきと判断する傾向のある項目が学校種別と問わず多く見られた。

(5)ビネット各項目と年齢とのクロス集計及び χ^2 二乗検定を行った結果、項目 17「親が 18 歳未満の子どもと性交する」、項目 37「親が遊んでいて家に帰らず食事を作らない」は、比較的多くの学校種別において、中高年で通告意識が高くなるという結果であり、項目 14「子どもにタバコの火を押しつける」、項目 19「子どもを叩いたら治療に必要な外傷が生じた」については、反対に、若年層で通告意識が高くなるという結果であった。年齢は、生活歴だけでなく、教育歴や研修受講歴(管理運営職の方が受講率が高かった)と関係している要素であると思われるが、これら違いの源泉については、さらなる検討が必要であると思われる。

(6)ビネット各項目と経験年数とのクロス集計及び χ^2 二乗検定を行った結果、項目 17「親が 18 歳未満の子どもと性交する」、項目 37「親が遊

んでいて家に帰らず食事を作らない」は、経験年数が長くなるほど通告意識が高くなつた。また、項目14「子どもにタバコの火を押しつける」については、経験年数が短いほど通告意識が高くなつた。これは、年齢別で見られた結果と近似した傾向であることがわかる。

(7) ビネット各項目と虐待事例経験有無とのクロス集計及び χ^2 二乗検定を行つた結果、虐待が疑われる事例に関わつた経験のあることが、通告意識を高めていく傾向にあることが見受けられる。経験ケース数を意図的に増やすことはできないが、研修等において、身近に起こりうるケースを通して通告の必要性について演習形式で検討していくことなどが考えられてもよいだろう。

(8) ビネット各項目と虐待問題への関心度とのクロス集計及び χ^2 二乗検定を行つた結果、虐待問題に関心を持つことが、通告意識の向上と関連していることが示される結果であった。本調査結果においては、教職員の多くが虐待問題に関心があるという回答であったことから、その関心と具体的な知識を結びつけていきながら、より通告意識の向上を目指していく必要がある。

(9) ビネット各項目と通告意識とのクロス集計及び χ^2 二乗検定を行つた結果、私立幼稚園を除いては、虐待が疑われる事例について前向きに通告を検討しようとする方が、あらゆるビネットに対して通告した方がよいと考える傾向にあることがわかつた。

(10) ビネット各項目とネットワーク設置状況理解とのクロス集計及び χ^2 二乗検定を行つた結果、設置状況について理解している方が通告すべきと判断する割合が高くなる傾向が見られた。ただし、ネットワークの設置状況を理解しているという状態は、研修の受講や地域ごとに作られたパンフレット等の有無、事例に関わつた経験、ネットワークの活発さなど、多様な背景があつてなされているものと思われる。したがつて、設置状況理解の有無が持つ意味については検討しなければならないだろう。

(才村 純、澁谷 昌史、有村 大士)

(引用文献)

- ・玉井邦夫「児童虐待に関する学校対応についての調査研究(課題番号:14800005)」平成14~15年度文部科学省科学研究費補助金(特別研究促進費(1))研究成果報告書(研究代表者・玉井邦夫). 2004;3.
- ・高橋重宏他「児童福祉司の職務とストレスに関する研究」平成13年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究(主任研究者・高橋重宏)、平成13年度日本総合愛育研究所紀要第38集、2002;3
- ・高橋重宏他「子どもへの不適切な関わり(マルトリートメント)のアセスメント規準とその社会的対応に関する研究(3)-子ども虐待に関する多職種間のビネット調査の比較を中心に」、平成8年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究(主任研究者・高橋重宏)、平成8年度日本子ども家庭総合研究所紀要第33集、1997;3
- ・「子ども・家族の相談援助をするために:市町村児童家庭相談援助指針・児童相談所運営指針」、財団法人日本児童福祉協会、2005;9
- ・日本子ども家庭総合研究所編「子ども虐待対応の手引き:平成17年3月25日改定版」、有斐閣、2005;9」
- ・平成16年度社会福祉行政業務報告、厚生統計協会、2005

E. 集 計 表

表 I-1 回答者数

施設名		送付数	回収数	回収率
全体		2373	1803	76.0%
公立		282	238	84.4%
私立		418	113	29.6%
幼稚園	計	700	351	50.1%
小学校(公立)		1158	1013	87.5%
中学校(公立)		515	439	85.2%

表 I-2 回答者

幼稚園	回答者数	総数	園長	教頭(副園長)	主任	常勤教諭	非常勤教諭	常勤講師	非常勤講師	非常助教論	非常助教諭	養護教諭	その他	無回答	
公立	件	238	120	38	49	24	0	0	0	1	0	0	0	2	4
	%	100.0	50.4	16.0	20.6	10.1	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.8	1.7
私立	件	113	63	22	20	4	0	0	0	0	0	0	0	3	1
	%	100.0	55.8	19.5	17.7	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	0.9
無回答	件	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(不明)	件	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	件	352	183	61	69	28	0	0	0	1	0	0	0	5	5
	%	100.0	52.0	17.3	19.6	8.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	1.4	1.4

小学校	回答者数	総数	校長	教頭	学年主任	学年担任	児童指導主任	児童指導主事	養護教諫	スクールカウンセラー	その他	無回答	
	件	1013	191	621	8	20	74	23	0	61	15		
	%	100.0	18.9	61.3	0.8	2.0	7.3	2.3	0.0	6.0	1.5		

中学校	回答者数	総数	校長	教頭	学年主任	学年担任	生徒指導主任	生徒指導主事	養護教諫	スクールカウンセラー	その他	無回答	
	件	439	54	273	6	4	70	3	1	22	6		
	%	100.0	12.3	62.2	1.4	0.9	15.9	0.7	0.2	5.0	1.4		

表 I-3-① 生徒(園児)数(全体)

		公立	人數	17019	3歳	5451	4歳	4098	5歳	7470	無回答
		人數	%	100.0	32.0		24.1		43.9		-
幼稚園		人數	%	19393	6370		6278		7245		-
私立		人數	%	100.0	32.0		31.6		36.4		-
無回答		人數	%	37	11		10		16		-
(不明)		人數	%	100.0	29.7		27.0		43.2		-
計		人數	%	36949	11832		10386		14731		5
		人數	%	100.0	32.0		28.1		39.9		0.0
小学校		人數	%	320041	1年生	53352	2年生	52997	3年生	53199	4年生
		人數	%	100.0	16.7		16.6		16.6		17.1
中学校		人數	%	143458	1年生	47109	2年生	48088	3年生	48261	4年生
		人數	%	100.0	32.8		32.8		33.5		33.6
		人數	%	100.0	19.8		36.1		44.1		0.0

表 I-3-② 生徒(園児)数(男)

		公立	人數	8476	3歳	986	4歳	3025	5歳	4465	無回答
		人數	%	100.0	11.6		35.7		52.7		-
幼稚園		人數	%	10017	2680		3647		3690		-
私立		人數	%	100.0	26.8		36.4		36.8		-
無回答		人數	%	20	3		9		8		-
(不明)		人數	%	100.0	15.0		45.0		40.0		-
計		人數	%	18513	3669		6681		863		5
		人數	%	100.0	19.8		36.1		44.1		0.0
小学校		人數	%	163696	1年生	27272	2年生	27040	3年生	27359	4年生
		人數	%	100.0	16.7		16.5		16.7		16.6
中学校		人數	%	73559	1年生	24137	2年生	24682	3年生	24740	4年生
		人數	%	100.0	32.8		33.6		33.6		0.0
		人數	%	100.0	20.6		36.5		42.9		0.0

表 I-3-③ 生徒(園児)数(女)

		公立	人數	8164	3歳	1073	4歳	3005	5歳	4086	無回答
		人數	%	100.0	13.1		36.8		50.0		-
幼稚園		人數	%	9820	2631		3555		3634		-
私立		人數	%	100.0	26.8		36.2		37.0		-
無回答		人數	%	19	1		8		10		-
(不明)		人數	%	100.0	5.3		42.1		52.6		-
計		人數	%	18003	3705		6568		7730		5
		人數	%	100.0	20.6		36.5		42.9		0.0
小学校		人數	%	156345	1年生	26080	2年生	25957	3年生	25840	4年生
		人數	%	100.0	16.7		16.6		16.5		16.6
中学校		人數	%	69899	1年生	22972	2年生	23406	3年生	23521	4年生
		人數	%	100.0	32.9		33.5		33.6		0.0
		人數	%	100.0	20.6		36.5		42.9		0.0

表 I-4-① 教員數(幼稚園)

		總數	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6~7人	8~9人	10人以上	無回答
國 長	公 私 件	238	5	233	0	0	0	0	0	0	0	0
	%	100.0	2.1	97.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	私 件	113	0	112	0	1	0	0	0	0	0	0
	%	100.0	0.0	99.1	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答 (不明)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	%	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年 齡	私 件	352	5	346	0	1	0	0	0	0	0	0
	%	100.0	1.4	98.3	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		總數	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6~7人	8~9人	10人以上	無回答
公私		%	238	148	90	0	0	0	0	0	0	0
種別		%	100.0	62.2	37.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無回答 (不明)		%	100.0	64.6	34.5	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
性別		%	100.0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
年齢		%	352	221	130	1	0	0	0	0	0	0
合計		%	100.0	62.8	36.9	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		總數	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6~7人	8~9人	10人以上	無回答
主任	公	件	238	113	121	3	1	0	0	0	0	0
	%	件	100.0	47.5	50.8	1.3	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
私	件	113	13	89	5	4	1	1	0	0	0	0
	%	件	100.0	11.5	78.8	4.4	3.5	0.9	0.9	0.0	0.0	0.0
無回答 (不明)	件	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	%	件	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		件	352	127	210	8	5	1	1	0	0	0
		%	100.0	36.1	59.7	2.3	1.4	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0

		總數	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6~7人	8~9人	10人以上	無回答
公V.		件	238	15	69	63	30	19	15	10	2	0
公%		%	100.0	6.3	29.0	26.5	12.6	8.0	6.3	4.2	0.8	0.0
私V.		件	113	1	0	2	7	13	8	23	19	40
私%		%	100.0	0.9	0.0	1.8	6.2	11.5	7.1	20.4	16.8	35.4
無回答 (不明)		件	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
無%		%	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		件	352	16	69	66	37	32	23	38	29	42
計%		%	100.0	4.5	10.6	18.8	10.5	8.5	6.5	10.8	8.2	11.0

		公立	私立	無回答 (不明)	計	件	総数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6~7人	8~9人	10人以上	無回答	
助教諭	公立	件	238	0	208	1人	21	5	2	1	0	0	1	0	1	0	0	
	%	%	100.0	113	87.4	8	8	2.1	0.8	0.4	0.0	0.0	0.4	0.0	0.4	0.0	0.0	
	私立	件	113	89	11	5	2	3	2	1	2	0	0	1	0	0	0	0
	%	%	100.0	78.8	9.7	4.4	1.8	2.7	1.8	0.0	0.9	0.0	0.9	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0
講師	公立	件	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	%	%	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	私立	件	352	297	33	10	4	4	4	4	2	0	2	0	2	0	0	0
	%	%	100.0	84.4	9.4	2.8	1.1	1.1	1.1	1.1	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0

		公立	私立	無回答 (不明)	計	件	総数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6~7人	8~9人	10人以上	無回答
養護教諭	公立	件	238	0	209	1人	20	29	0	0	0	0	0	7	1	0	0
	%	%	100.0	113	87.8	12	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	0.4	0.0	0.0
	私立	件	113	107	4	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0
	%	%	100.0	94.7	3.5	0.9	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.9	0.0	0.0
計	公立	件	352	317	33	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	%	%	100.0	90.1	9.4	0.3	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表 I-4-② 教員数(小学校, 中学校)

		小学校	中学校	総数	4人以下	5~9人	10~14人	15~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上	無回答
件	件	1013	439	19	154	257	161	264	117	29	4	8	
%	%	100.0	100.0	1.9	15.2	25.4	15.9	26.1	11.5	2.9	0.4	0.8	

表 I-5-① 通学(通園)している児童のいる福祉施設の有無

	公立	件	% 総数	あり		わからぬ なし	0 16
				5	238		
幼稚園	私立	件	100.0	2.1	91.2	0.0	6.7
	無回答 (不明)	件	113	3	101	0	9
	計	件	352	8	319	0	25
	小学校	件	100.0	2.3	90.6	0.0	7.1
	中学校	件	1013	21	886	22	87
合計		%	100.0	2.1	87.5	2.2	8.6
合計		%	100.0	5.0	82.7	2.3	10.5
合計		%	100.0	2.8	86.9	1.8	8.8

表 I-5-② 児童福祉施設から通学(園)している児童のいる学校(園)数

	公立	件	% 総数	児童養護施設		0 16
				5	5	
幼稚園	私立	件	2.1	2.1	0.0	0
	無回答 (不明)	件	3	3	0	0
	計	件	2.7	2.7	0.0	0
	小学校	件	0	0	0	0
	中学校	件	8	8	0	0
合計		%	2.3	2.3	0.0	0
合計		%	2	17	4	0
合計		%	2.1	1.7	0.4	0
合計		%	22	21	1	0
合計		%	5.0	4.8	0.2	0
合計		%	5	46	5	0.3
合計		%	2.8	2.5	0.3	0

表 I-5-③ 児童福祉施設から通学(園)している児童のいる学校(園)数

	幼稚園	総数		平均	1カ所	2カ所	3カ所	4カ所	5カ所以上	無回答
		件	%	5	1.0	5	0	0	0	0
公立	件	100	0	100.0	1.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
私立	件	3	1.0	100.0	1.0	3	0	0	0	0
無回答 (不明)	件	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
計	件	8	1.0	100.0	1.0	8	0	0	0	0
小学校	件	17	1.1	14	1.1	1	0	0	0	2
中学校	件	21	1.0	21	0	0	0	0	0	11.8
合計	件	46	1.0	43	1	0	0	0	0	0
	%	100.0		93.5	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2

表 I-5-④ 情緒障害児短期治療施設から通学(園)している児童のいる学校(園)数

	幼稚園	総数		平均	1カ所	2カ所	3カ所	4カ所	5カ所以上	無回答
		件	%	0	0	0	0	0	0	0
公立	件	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
私立	件	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0
無回答 (不明)	件	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0
計	件	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0
小学校	件	4	1.0	2	0	0	0	0	0	2
中学校	件	100	0	50.0	0.0	0	0	0	50.0	0
合計	件	5	1.0	3	0	0	0	0	0	2
	%	100.0		60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0